

【インドネシア】インドネシアにおける商標の侵害品の差し止めについて

ジェトロ・シンガポール事務所

JETRO シンガポールより、インドネシアにおける商標の侵害品の差し止めについてのお知らせです。

インドネシアのタンジュンエマス港の税関は 10 月 26 日、P&G 社の商標「Gillette」の侵害品と思われる剃刀の輸入品に対し、差し止めと物理的検査を実施しました。

なお、インドネシアの税関登録制度を利用した差止としては 2 例目、外国企業の商標権に基づく差し止めとしては初めての事例となりました。

URL 等

<https://dgip.go.id/diduga-melanggar-merek-185-karton-pisau-cukur-dicegah-masuk-ke-indonesia>

以上

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。